

高松市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第2項，第5項および第7項の規定により監査を実施したので，その結果に関する報告および意見を，同条第9項および第10項の規定により，次のとおり公表します。

平成17年2月21日

高松市監査委員 北原和夫  
同 吉田正己  
同 宮本和人  
同 大塚寛

平成16年度財政援助団体監査結果報告等について

第1 財政援助団体（社団法人高松市有線放送電話協会）監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

対 象		期 間
部局および団体	事 務	
総務部広聴広報課	平成15年度および平成16年4月1日から平成16年9月22日までの社団法人高松市有線放送電話協会に財政的援助を与えているものの出納その他の事務	平成16年 9月24日から
社団法人高松市有線放送電話協会	平成15年度および平成16年4月1日から平成16年9月22日までの高松市の財政的援助に係るものの出納その他の事務	平成16年11月15日まで

## (2) 監査の方法

平成15年度および平成16年度に執行した当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体を所管している総務部広聴広報課および同団体から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

## (3) 社団法人高松市有線放送電話協会（以下「協会」という。）の概要

### ア 設置目的

会員相互の協力によって有線放送電話業務および有線放送業務を効率的かつ公正に運営し、その向上を図り、もってわが国の電気通信の健全な発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

### イ 事務所所在地

高松市三条町83番地1

### ウ 組織（平成16年3月31日現在）

役員は23人で、その内訳は理事長1人、副理事長3人、理事16人および監事3人である。

### エ 実施事業（定款で定めている事業）

- (ア) NHKおよび民間放送を受信し、これを再放送する。
- (イ) 県、市、農協およびその他公共団体から会員に伝達放送を行う。
- (ウ) 非常緊急事項の通報および会員相互の連絡
- (エ) その他、本会の目的を達成するための必要な事業

### オ 採用している会計基準

公益法人会計基準

### カ 高松市との関係

高松市は、地域に密着した有線放送電話業務および有線放送業務を効率的かつ公正に運営し、その向上を図るなど、有線放送の公共性や市政広報の有力な媒体としての役割を担っている協会に対し、次のとおり、財政援助として、施設整備事業補助金等を交付している。

(単位 円)

年 度	補 助 金 の 名 称	金 額
平成15年度	高松市有線放送施設整備事業補助金	5,502,000
	高松市有線放送電話協会施設補助金	600,000
平成16年度	高松市有線放送設備更新事業補助金	15,500,000

## キ 収支の状況等

## (ア) 平成15年度財産目録

平成16年3月31日現在

(単位 円)

摘 要	要 金 額	合 計 金 額
資 産 の 部		
流 動 資 産		17,645,641
1 現 金 ・ 預 金	10,213,370	
2 未 収 金	4,827,089	
3 貯 蔵 品	2,605,182	
固 定 資 産		373,508,792
1 本 部 施 設	129,823,314	
(1) 車 両	1,967,051	
(2) 備 品	7,253,731	
(3) 機 械	89,594,663	
(4) 建 物	20,435,326	
(5) 土 地	10,572,543	
2 有 放 線 路	68,734,571	
3 更 新 設 備	7,102,386	
4 改 修 設 備	167,848,521	
資 産 合 計		391,154,433
負 債 の 部		
流 動 負 債		41,398,066
1 未 払 金	40,355,095	
2 預 り 金	90,600	
3 仮 受 金	952,371	
固 定 負 債		351,128,254
1 借 入 金	110,717,480	
2 積 立 金	0	
3 設 備 基 金	240,410,774	
負 債 合 計		392,526,320
差 引 純 財 産		1,371,887

## (イ) 平成15年度貸借対照表

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(借方)

(単位 円)

科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	比 較 増 減 (A) - (B)
現 金 , 預 金	11,536,000	10,213,370	1,322,630
未 収 金	5,600,000	4,827,089	772,911
貯 蔵 品	3,456,000	2,605,182	850,818
本 部 施 設	131,556,000	129,823,314	1,732,686
線 路 施 設	68,617,000	68,734,571	117,571
更 新 施 設	7,235,000	7,102,386	132,614
改 修 設 備	170,402,000	167,848,521	2,553,479
繰 越 欠 損 金	1,372,000	1,371,887	113
合 計	399,774,000	392,526,320	7,247,680

(貸方)

(単位 円)

科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	比 較 増 減 (A) - (B)
借 入 金	140,717,000	110,717,480	29,999,520
未 払 金	17,160,000	40,355,095	23,195,095
預 り 金	91,000	90,600	400
積 立 金	2,687,000	0	2,687,000
仮 受 金	0	952,371	952,371
設 備 基 金	239,119,000	240,410,774	1,291,774
合 計	399,774,000	392,526,320	7,247,680

(ウ) 平成15年度未収金明細書

平成16年3月31日現在

(単位 円)

科 目	金 額	摘 要
放 送 電 話 使 用 料	721,500	会 員 ( 一 般 加 入 者 )
設 備 基 金	148,500	会 員 ( 一 般 加 入 者 )
線 路 改 修 負 担 金	237,600	会 員 ( 一 般 加 入 者 )
広 告 料	1,874,597	放 送 委 託 料 , 一 般 商 業 放 送 他
工 事 負 担 金	1,830,717	土 木 事 務 所 他
雑 収 入	14,175	香 川 県 水 道 局
合 計	4,827,089	

(エ) 平成15年度貯蔵品明細書

平成16年3月31日現在

(単位 円)

品 名	数 量	金 額	摘 要
電 柱	24本	467,005	
ケ ー ブ ル 線	3.20km	1,310,714	
電 話 機	63台	429,975	
資 材		397,488	
合 計		2,605,182	

## (オ) 平成15年度固定資産明細書

平成16年3月31日現在

(単位 円)

資産の種類	15年度 当初現在高	当期減少高 当期取得高	*当期除却損 **当期圧縮損 当期減価償却	当年度末残高	
1 本部施設	78,405,353	64,779,508	* 4,239,408 ** 160,000 8,962,139	129,823,314	
本部施設 明細	(1) 車両	2,514,051	0 547,000	1,967,051	
	(2) 備品	8,546,928	1,487,324 1,351,992	7,253,731	
	(3) 機械	47,667,646	49,868,819	* 1,450,330 ** 160,000 6,331,472	89,594,663
	(4) 建物	9,104,185	13,423,365	* 1,360,549 731,675	20,435,326
	(5) 土地	10,572,543	0	0	10,572,543
2 線路施設	88,853,771	0	* 300,200 19,819,000	68,734,571	
3 更新設備	8,299,140	0	* 1,196,754 0	7,102,386	
4 改修設備	191,941,032	32,508,953	* 4,039,560 ** 16,573,199 35,988,705	167,848,521	
合計	367,499,296	97,288,461	* 9,775,922 ** 16,733,199 64,769,844 計 91,278,965	373,508,792	

償却資産	14年度未取得累計 (土地除く) 2,334,619,101	15年度減価累計額 (定額法) 1,971,682,852	15年度帳簿残高 (土地除く) 362,936,249
------	--------------------------------------	-------------------------------------	-----------------------------------

## (カ) 平成15年度借入金明細書

平成16年3月31日現在

(単位 円)

	借入 年月日	借入総額	15年度 借入残額	15年度 償還額	償還額累計	未償還残額
1	S63.12.21	180,000,000	19,617,611	19,617,611	180,000,000	0
2	H02.09.27	67,000,000	15,224,331	4,954,910	56,730,579	10,269,421
3	H03.07.30	46,000,000	13,768,787	3,320,728	35,551,941	10,448,059
4	H04.11.19	30,000,000	3,235,315	3,235,315	30,000,000	0
5	H14.07.08	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	0
6	H14.11.06	42,590,000	42,590,000	42,590,000	42,590,000	0
7	H15.09.29	45,000,000	45,000,000	0	0	45,000,000
8	H16.03.02	45,000,000	45,000,000	0	0	45,000,000
合計		485,590,000	214,436,044	103,718,564	374,872,520	110,717,480

(キ) 平成15年度未払金明細書

平成16年3月31日現在

(単位 円)

科 目	金 額	摘 要
建設仮勘定	33,438,928	改修設備費
法定福利費	1,279,509	保険料
消耗品費	253,050	印刷費
手数料	1,996,900	集金手数料
借料	167,920	電柱占有料
会議費	833,370	世話人会会議費
光熱水費	32,127	ガソリン代
本部施設	1,262,100	工事費
修繕費	3,150	
借入金利息	821,258	
通信費	266,783	電話代
合 計	40,355,095	

(ク) 平成15年度預り金明細書

平成16年3月31日現在

(単位 円)

科 目	金 額	摘 要
借料	40,600	局舎賃貸料
広告料	50,000	電柱広告保証金
合 計	90,600	

(ケ) 平成15年度積立金処理計算書

平成16年3月31日現在

(単位 円)

1 積立金前期繰越高		3,108,000
(1) 退職給与引当	3,108,000	
(2) 改修引当	0	
2 積立金当期減少高		3,108,000
(1) 退職給与引当	3,108,000	
(2) 改修引当	0	
3 次期繰越積立金		0
(1) 退職給与引当	0	
(2) 改修引当	0	

(㉔) 平成15年度設備基金会計

平成16年3月31日現在

(単位 円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
一般会計繰入	240,410,774	一般会計繰出 前期繰越設備基金	246,073,649
		設備基金当期発生高 拠 出 金	20,978,949
		繰 出 金	26,312,100
合 計	240,410,774	合 計	240,740,498

(㉕) 平成15年度損益計算書

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(収益)

(単位 円)

科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	比 較 増 減 (A) - (B)
放送電話使用料	101,537,000	101,166,100	370,900
線路改修負担金	33,140,000	33,500,000	360,000
小 計	134,677,000	134,666,100	10,900
広告料	27,051,000	27,813,648	762,648
工事負担金	20,320,000	16,346,941	3,973,059
補助金	6,102,000	6,102,000	0
雑収入	42,000	357,432	315,432
期間外利益	10,000	0	10,000
退職給与引当金戻入	3,108,000	3,108,000	0
設備基金戻入	27,667,000	26,312,100	1,354,900
小 計	84,300,000	80,040,121	4,259,879
合 計	218,977,000	214,706,221	4,270,779

(費用)

(単位 円)

科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	比 較 増 減 (A) - (B)
給与手当	54,286,000	52,369,999	1,916,001
退職給与金	12,000,000	11,999,620	380
退職給与引当金繰入	2,687,000	0	2,687,000
法定福利費	6,400,000	7,618,132	1,218,132
厚生費	212,000	197,889	14,111
保守費	12,500,000	10,341,870	2,158,130
小 計	88,085,000	82,527,510	5,557,490
旅費	4,186,000	4,094,860	91,140
消耗品費	800,000	786,641	13,359
通信費	5,570,000	4,865,488	704,512
会議費	1,800,000	1,609,625	190,375

番組制作費	1,900,000	2,124,688	224,688
手数料	5,420,000	5,652,465	232,465
諸費	150,000	215,819	65,819
公課	4,617,000	2,081,978	2,535,022
負担金	88,000	155,000	67,000
修繕費	400,000	398,876	1,124
光熱水費	4,100,000	4,012,040	87,960
消耗備品費	300,000	349,142	49,142
借料	7,880,000	8,782,494	902,494
期間外損失	200,000	264,600	64,600
外注費	4,950,000	4,607,125	342,875
小計	42,361,000	40,000,841	2,360,159
借入金利息	1,700,000	898,905	801,095
減価償却費	63,655,000	64,769,844	1,114,844
除却損	8,325,000	9,775,922	1,450,922
圧縮損	14,851,000	16,733,199	1,882,199
小計	88,531,000	92,177,870	3,646,870
合計	218,977,000	214,706,221	4,270,779

#### (4) 監査の結果

監査の結果，所管部局および監査対象団体の出納その他の事務については，おおむね適正に処理されていたが，監査対象団体の事務に関して，別記のとおり，監査委員の意見を付するものである。

今後とも，法令等を遵守し，より一層，厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

## 2 監査の結果に付する監査委員の意見

監査対象団体に対するもの

経営基盤の強化について

市の厳しい財政状況下，補助の必要性や妥当性により，補助金交付の在り方の整理・合理化を図るため，市においては，その縮小・廃止を含めた抜本的な見直しが行われている中，団体にとっては，今後，市からの補助金が見込めない事情や各家庭へのN T T設置電話，ケーブルメディアなど新しい情報通信媒体の普及によって，設立当初に果たしてきた有線放送の社会的役割が著しく低下したこと等により，団体自体の資産および加入者数が年々減少している現状を踏まえ，今後とも，地域に密着した広報・通信媒体としての役割を担うため，イン

ターネット接続サービスなどによる新規事業の開拓・参入や加入者サービスの充実による事業の拡充・整備に努めるとともに費用の縮減等による厳しい財務状況の改善に積極的に取り組み，より一層の経営基盤の強化に努められたい。

監査対象団体（社団法人高松市有線放送電話協会）

## 第2 財政援助団体（財団法人高松市身体障害者協会）監査の結果に関する報告および意見

### 1 監査の結果に関する報告

#### (1) 監査の対象および期間

対 象		期 間
部局および団体	事 務	
健康福祉部 障害福祉課	平成15年度および平成16年4月1日から平成16年10月25日までの財団法人高松市身体障害者協会に財政的援助を与えているものの出納その他の事務	平成16年10月26日から
財団法人高松市 身体障害者協会	平成15年度および平成16年4月1日から平成16年10月25日までの高松市の財政的援助に係るものの出納その他の事務	平成17年 1月 7日まで

#### (2) 監査の方法

平成15年度および平成16年度に執行した当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が，適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては，当該監査対象団体を所管している健康福祉部障害福祉課および同団体から関係書類の提出を求めるとともに，説明を聴取して実施した。

#### (3) 財団法人高松市身体障害者協会（以下「協会」という。）の概要

##### ア 設置目的

身体障害者の自立更生等を援助し，社会福祉の増進を図ることを目

的とする。

イ 事務所所在地

高松市観光通二丁目8番20号（高松市総合福祉会館内）

ウ 組織（平成16年3月31日現在）

役員は22人で，その内訳は理事20人および監事2人である。

エ 実施事業および会計区分

平成15年度の実施事業および会計区分は，次のとおりである。

(ア) 一般会計

- a 障害者福祉増進に関する事業
- b 各種大会・会議等の開催および参加
- c 身体障害者地域活動事業の推進
- d 広報活動事業
- e 収益事業
- f 福祉事業

(イ) 特別会計

- a 身体障害者福祉大会
- b 身体障害者文化祭
- c 障害者派遣事業（福祉施設視察）
- d 友愛のつどい事業
- e 障害者結婚祝金支給事業
- f 在宅重度障害者慰問事業
- g 障害者福祉タクシー助成事業
- h 身体障害者相談員協議会事業
- i 身体障害者相談事業
- j 身体障害者スポーツ大会
- k 手話奉仕員派遣事業
- l 身体障害者パソコン教室事業
- m 手話奉仕員養成講座

オ 高松市との関係

高松市は，身体障害者の自立更生等を援助し，社会福祉の増進に寄

与している協会に対し、次のとおり、財政的援助として補助金を交付するとともに、事業の実施を委託している。

(ア) 平成15年度の高松市からの助成状況

(単位 円)

事業名	補助金交付額
運営事業補助金	600,000
身体障害者福祉大会事業補助金	300,000
身体障害者文化祭事業補助金	200,000
障害者派遣事業補助金	1,000,000
友愛のつどい事業補助金	100,000
障害者結婚祝金支給事業補助金	50,000
在宅重度障害者慰問事業補助金	100,000
障害者福祉タクシー助成事業補助金	20,635,000
身体障害者相談員協議会事業補助金	110,360
計	23,095,360

(イ) 平成15年度の高松市からの委託状況

(単位 円)

事業名	委託料
身体障害者相談事業	1,984,800
身体障害者スポーツ大会事業	550,000
手話奉仕員派遣事業	3,169,182
身体障害者パソコン教室事業	1,128,000
手話奉仕員養成講座事業	1,000,000
計	7,831,982

(4) 監査の結果

監査の結果、所管部局および監査対象団体の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、所管部局および監査対象団体の事務の一部に改善を要する事項が認められ、また、その事務に関して、監査委員の意見を付するものである。

なお、所管部局および監査対象団体の改善を要する事項について、措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

(5) 今回の監査で指摘した事項

ア 所管部局に対するもの

補助事業の実績確認等を適正にすべきもの

概算払による補助金の交付を受けた者は、高松市補助金等交付規則第8条の規定により、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日以内に補助事業等実績報告書を提出しなければならないが、高松市身体障害者文化祭事業の補助金交付に係る実績報告書は、その期間を徒過して提出されているので、今後は、協会に対し、同規定を遵守させるよう指導するとともに、これにより収支決算の確認を行うなど、同規則第9条第4項および高松市会計規則第80条の規定による概算払の精算を適正に行われたい。

また、同文化祭事業の補助金交付決定伺決裁には、補助金の交付を概算払とする高松市補助金等交付規則第9条第2項に規定する「特に必要があると認める」理由が記載されていないので、今後は、概算交付する正当な理由を決裁に明記されたい。

所管部局（健康福祉部障害福祉課）

イ 監査対象団体に対するもの

(ア) 運用財産の預金利息を適正な科目で経理すべきもの

公益法人の収支決算書等の科目ごとの経理については、基本財産の運用による利息収入は基本財産運用収入として、基本財産以外の運用財産の運用による利息収入は雑収入として事務処理しなければならないにもかかわらず、協会の収支計算書では、基本財産運用収入の科目に運用財産の預金利息をも含めた金額が記載され、適正な科目での経理がなされていないので、今後、運用財産から生ずる預金利息は、雑収入として経理するよう事務処理されたい。

監査対象団体（財団法人高松市身体障害者協会）

(イ) 収支計算書総括表等を作成すべきもの

公益法人会計基準の第4収支計算書第3項の規定では、一般会計・特別会計ごとに、その収入および支出の内容を明りょうに表示した収支計算書を作成するとともに、特別会計を設けているときは、

全会計の収支状況を示した収支計算書総括表を作成することとされているが、協会は、一般会計に加え、特別会計を設けて、特別会計の種別ごとに収支計算書を作成しているにもかかわらず、収支計算書総括表を作成しておらず、また、一般会計の収支状況に特別会計の収支状況を含めて、一般会計収支計算書が作成されているなど、適正な収支計算書等の作成がなされていないので、今後は、公益法人会計基準に定める関係諸規定や様式に基づき、適正に収支計算書等を作成されたい。

監査対象団体（財団法人高松市身体障害者協会）

## 2 監査の結果に対する監査委員の意見

所管部局に対するもの

補助金交付手続の適正化について

協会の実施事業に対する補助金交付決定において、補助対象とする具体的な事業内容やその経費を明確にしないまま、協会に対し、補助金交付の決定を通知し、補助金の概算交付を行った結果、補助事業の完了後、協会から提出された補助事業等実績報告書の収支決算書に、補助対象経費として適当ではない、協会独自の事業に係る会議費や参加者負担金など、補助事業の対象外の事業収支をも含めて記載されていたにもかかわらず、補助事業の実績確認が十分になされないまま、適正なものとして事務処理されているので、今後、協会に対して、補助金交付の決定を通知する場合は補助対象事業や補助対象経費を明確に示すとともに、補助事業の実績確認を行う場合は、補助事業等実績報告書の記載内容の精査はもとより、必要に応じて、補助事業の執行に係る収支状況に関する領収証等の証書類や帳簿等の関係書類の提出を求め、その検査を十分に行うなど、補助金交付手続が適宜適切になされるよう、事務処理方法を見直されたい。

所管部局（健康福祉部障害福祉課）